



Title	<書評>小松理虔（著）『新復興論 増補版』
Author(s)	松原, 悠
Citation	災害と共生. 2022, 5(2), p. 31-33
Version Type	VoR
URL	https://doi.org/10.18910/86910
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

小松理虔（著）『新復興論 増補版』 ゲンロン, 2021年3月刊, 456頁

松原悠¹

Yu MATSUBARA

1. 「共事者性」とは何か？

本書は2018年に出版された同著者による同タイトルの書籍の増補版である。2018年に出版された「新復興論」は、「第18回（2018年）大佛次郎論壇賞」の受賞や「紀伊國屋じんぶん大賞2019」へのランクイン（第4位）など、高い評価を受けており、多数の書評が既に存在する。同書に第4部「復興と物語」が付け加えられたものが、2021年に出版された「新復興論 増補版」である。本書評では、既に多くの書評が存在する第1部～第3部ではなく、増補された第4部、とりわけ第4部の論中の「共事者」という概念に着目したい。

評者は、研究者が現場の当事者と共同で実践を行うことを重視する「アクションリサーチ」（たとえば、矢守（2010））について学び考えるなかで、「共事者」という用語が先行研究において用いられているのかどうかの確認を行っていた。そのなかで出会ったのが本書である。

本書の著者は、「ローカルアクティビスト」として、福島県いわき市小名浜でオルタナティブスペースを主宰しつつ、フリーランスの立場で地域の食や医療、福祉など、さまざまな分野の企画や情報発信に携わってきた（その詳細については本書を参照されたい）。「共事者」という概念が初めて本文中に登場するのは、本書の最終盤のp.442であり、この概念が東日本大震災発生後の著者の非常に多岐にわたる精力的な活動の末に生まれてきたものであることがうかがえる。著者は「『震災復興の当事者とは何か』という問題」[本書p.439]について自身が考え続けてきたことに気づいたと述べている（以下、書評の対象書からの引用頁はすべて[括弧]で表記する）。この気づきの契機は著者が障害福祉の事業所に通った経験にあったとされ、「障害福祉という、極めて当事者性の強い領域では、当事者とは言えない自分の役割に気づくことができた。」[p.439]と述べられている。そして、「課題が大きければ大きいほど、古今の知を参照し、当事者の外側にいる人とも意見を交わす必要がある」[p.441]にもかかわらず、「震災復興に限らず、社会課題というものは、深刻になる

ほど、当事者の悲痛な声が伝わるほど、『自分とは関係ない』と、自分を『非当事者』の側に置いてしまう人も作り出してしまう」[p.440]と著者は指摘している。ここで、当事者／非当事者の分断を迂回するヒントとして、「共事者」という概念が提示される。「共事者」とは、「当事者本人ではない。事に当たっているわけではない。けれど当事者性はゼロではなく、事を共にはしている。」[p.442]ような人たちであるとされている。そして、「『当事』を、関わりの強度を上げる回路だとすれば、『共事』は、0から1の関わりを作るような回路だと言えるだろう」[p.442]と述べられている。

それでは、この「共事者」が「共事者」たる「共事者性」の本質はどこにあるのだろうか。著者はこれまで「当事者性の濃淡で異論を排除するような言説はいけぬ」[p.441]と言いたかったがゆえに、「当事者性なんて関係ない」[p.441]という、聞く人によっては暴力的に聞こえる言い方をしてきたことを自省している。そして、「紛れもなく当事者と言わざるを得ない、困難を宿命づけられた人たち」「逃れられない困難を抱えた当事者」[ともにp.441]の存在に配慮する必要性を述べている。ここから示唆されることは、当事者性の本質が（困難や課題からの）「逃れられなさ」にあるのではないかということである。そして、当事者性に対置するものとして「共事者性」を構想するならば、「共事者性」の本質は（事に共に関わりながらも）「逃れることの可能性」「逃れられなさの無さ」にあるのではないかと評者は考える。この点について、次節で「共事者研究」という概念を提示している別の論考を参照しながら議論を進めていきたい⁽¹⁾。

2. 「ひきこもり学」と共事者研究

「共事者」という概念を踏まえた最新の論考としては、藤谷（2020）が存在する。藤谷（2020）は、二人のひきこもり経験者の対話を通じて「ひきこもり学」を構想しようとするものであり、そのキーワードとして、「共事者研究」という概念が用いられている。ここで、対話を行った二人がひきこもり「当

*1 京都大学大学院情報学研究科 大学院生

Graduate Student, Graduate School of Informatics, Kyoto University

事者」ではなくひきこもり「経験者」と表現されていることに注意したい。藤谷（2020）は、依存症の当事者団体の様子とひきこもりの当事者団体の様子とを比較した際に、共同体の結びつきの強さが圧倒的に異なるということを述べている。前者の結びつきの強さと比べて、後者にはむしろ、お互いを遠ざけておこうとするモーメントが感じられるという。そして、その要因についての仮説として、依存症が完治しない、究極的には「変えられない」というものであることに対して、ひきこもりという状態は（当事者がどんなに「変えられない」と思っていたとしても）外に出たり人と関わったりするという身体的な状態という意味では「変わりうる」ものである、という点を挙げている。この特徴があるために、「ひきこもり学」を（女性学や障害学のような）当事者研究の枠内で構想することは困難であり、「もはやひきこもりではなくなっていくと変容の過程」にあるような主体、すなわち、ひきこもりに関わつつも当事者性を喪失しつつある、変容過程の曖昧な立場にいる共事者という存在をも同定して含み込み尊重することが可能な「共事者研究」として構想する必要があると論じられている。

前節では、当事者性／共事者性の本質が「逃れられなさ／逃れられなきの無さ」にあるのではないかと述べた。藤谷（2020）においても、依存症の「変えられなさ」と、ひきこもりの「変わりうる」という性質が対比的に論じられ、後者が「共事者」と関連づけられて論じられている。ここで評者の表現を用いるならば、ひきこもりには（長年ひきこもりに苦しんでいる当事者がいることは大前提としつつも）「逃れられなきの無さ」が存在すると言うことができる。藤谷（2020）が「共事者」という概念を使用した必然性は、この点から前節と整合的に解釈できると評者は考えている。

3. 「共同当事者」という概念への示唆

本稿の冒頭では、評者が、「アクションリサーチ」について学び考えていると述べた。「アクションリサーチ」におけるキーワードの一つとして「共同当事者」という概念が存在する。矢守（2018）によれば、「共同当事者」とは、ももとの当事者に研究者も加わった新たな当事者たちのことを指す。この概念の重要性の背景には、自然科学と人間科学との対比がある。杉万（2013）によれば、自然科学においては、研究対象（観察対象）と研究者（観察者）とが分離された関係にあり、研究者が研究対象に影

響を及ぼすことを避けるべく研究者が一線のこちら側からの観察のみを行うような関係性が重要であるとされる。一方、人間や社会を対象とした研究においては、研究者が研究対象との間に一線を引くという自然科学における鉄則が通用せず、研究が否応なしに研究対象に影響を与えてしまう場合がある。この点に正面から向き合った科学が人間科学である。人間科学は、研究対象と研究者とが分離された関係にあるとみなすのではなく、（両者がともに）共同当事者であるという観点に立脚するものである。そして、共同当事者らが共になす共同実践が「アクションリサーチ」とであるとされている。

ここで、「逃れられなさ／逃れられなきの無さ」としての当事者性／共事者性という観点からこの概念について考えたい。否応なしに現代の社会のなかで暮らしているという点（人間の人間社会からの逃れられなさ）において、共同当事者はたしかにある種の当事者性を有していると考えられることができる。一方、たとえば評者の関わっている防災・減災領域でのアクションリサーチにおいては、「ももとの当事者」が津波や土砂災害といった災害の危険性が高い地域に住んでいる一方で、「研究者」は別の地域に住んでいることがほとんどである。すなわち、共同当事者といえども「（災害からの）逃れられなさ」という当事者性には濃淡が存在する。防災研究者は「逃れられなさ」という当事者性よりもむしろ、「逃れられなきの無さ」を有しながらも共に事に関わるという共事者性にこそ立脚していると考えられることができる。このように、「共事者」という概念は「共同当事者」のなかに本来存在する「当事者性／共事者性」というグラデーションを認識するうえで有用である。なお、このグラデーションの存在は積極的に肯定されるべきものであり、たとえば矢守（2010; 2018）が多様な実践事例で示しているように、ももとの当事者のみでは困難であったかもしれない課題の改善に結びつきうるものである。本書で提示された「共事者」という概念は、当事者性を尊重しつつ同時に「共事者性」の肯定を行っていくことで、分断を回避し実践を改善していくための大きなヒントとなると言えよう。

なお今後、「共事者」という概念と関連して議論されるべき点の一つは、責任という概念ではないかと評者は考えている。「共事者性」の「逃れられなきの無さ」は、ややもすると無責任な態度と解釈されかねないものである。現代の日本社会においては「無責任さ」はあまり良い意味で用いられる場合は

多くない。しかしながら、責任という概念が非生産的な責任の押し付け合いを招く場合がある（たとえば、自助・公助・共助という概念の〈防災帰責実践〉としての側面を指摘した矢守（2019））ということも考慮する必要がある。評者は責任という概念を全面的に否定しようとしているものではないものの、「共事者性」を肯定しようとするのは、「無責任さ」の良い面・生産的な面を評価しようとするものにつながるのではないかと考えている。これも、「共事者」という概念が有する可能性の一つである。

補注

(1)被災経験の有無と当事者性の関係について少し補足しておきたい。本書の著者は2019年7月に東京で開かれたイベントにおいて次のように語っている。「2011年3月11日、物心つく年齢だった人は、あの時自分が何をしていたか、そして何が起きたかを覚えている人は多いだろう。ところが2012年3月11日、何をしていたかを覚えている人はいますか？と、なるとどうだろう。小松さん自身も覚えていないという。『たった1年違うだけなのに、何も覚えていない。でも2011年3月11日のことは覚えている』『ということは、みなさんも被災したということなんです』。

（ハフポスト日本版,2019）」著者は、この文脈において、被災という概念を非常に広義にとらえており、自身が怪我をしたり家屋に被害を受けたりした人のみが被災者ではなく、それ以外の人々においても広義の被災経験を有すると主張している（そして、だからこそ狭義の被災者だけでなく、誰もが震災に関与していく資格があると述べている）。被災者という概念と当事者という概念はややもすると混同されて使用される場合があるものの、本稿においては、（広義の被災者を含む）被災者のなかでも、その経験からの「逃れられなさ」を有する人が「当事者」に該当することとなる。

参考文献

- 藤谷悠（2020）．「ひきこもり学」を構想する二人のひきこもり経験者の対話：当事者研究から共事者研究へ日本オーラル・ヒストリー研究, 16, 187-206.
- ハフポスト日本版（2019）．「当事者」以外、苦しみを語ってはいけないのか？福島の地域活動家は問いかける、
https://www.huffingtonpost.jp/entry/yosomono-event_jp_5d4d0ae4e4b0066eb70f6e0e（2021-01-04）．
- 杉万俊夫（2013）．グループ・ダイナミクス入門：組織と地域を変える実践学 世界思想社
- 矢守克也（2010）．アクションリサーチ：実践する人間科

学 新曜社

矢守克也（2018）．アクションリサーチ・イン・アクション：共同当事者・時間・データ 新曜社

矢守克也（2019）．自助・共助・公助の再定義（公財）ひょうご震災記念 21 世紀研究機構研究戦略センター研究調査部 地域コミュニティの防災力向上に関する研究～インクルーシブな地域防災へ～研究調査報告書（pp.176-185）